

厚生労働大臣 細川 律夫 殿

独立行政法人労働政策研究・研修機構  
理事長 山口 浩一 殿

## 政府出資等に係る不要財産の国庫納付の認可申請について

標記について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 46 条の 2 第 1 項の規定に基づき認可を受けたく、申請いたします。

## 1. 現物による国庫納付に係る不要財産の内容

- ①一般勘定現金及び預金のうち 333,810,201 円
- ②雇用勘定現金及び預金のうち 2,935,752 円

## 2. 不要財産と認められる理由

不要財産の内容	不要財産と認められる理由
①一般勘定現金及び預金	当該財産については独立行政法人発足時に当機構の業務を確実に実施するために必要であったため国から出資されたものであるが、独立行政法人通則法の改正により不要財産の国庫返納が可能となったことを踏まえ、平成 22 年度時点で精査した結果、当該財産を返納した場合でも資金繰りに影響がないことから不要と判断したため。
②雇用勘定現金及び預金	

## 3. その取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

不要財産の内容	取得の日及び申請の日	不要財産の帳簿価額
①一般勘定現金及び預金	取得日 平成 15 年 10 月 1 日 申請日 平成 23 年 6 月 27 日	333,810,201 円
②雇用勘定現金及び預金	取得日 平成 15 年 10 月 1 日 申請日 平成 23 年 6 月 27 日	2,935,752 円

## 4. 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その内容

不要財産の内容	当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額	会計の区分	出資形態
①一般勘定現金及び預金	333,810,201 円	一般会計	金銭出資
②雇用勘定現金及び預金	2,935,752 円	労働保険特別会計 (雇用勘定)	金銭出資

## 5. 現物による国庫納付の予定時期

平成 23 年 8 月